

# 卓越研究員事業について (研究機関向け)

平成31年 1月30日

文部科学省 科学技術・学術政策局  
人材政策課 人材政策推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 本日の説明内容

## 1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
  - ②ポストの公開
  - ③申請者（研究者）の要件
  - ④卓越研究員候補者の選考方法等
  - ⑤当事者間交渉
  - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
  - ⑦取組のフォローアップ

## 3. 事前にいただいた質問への回答

# 本日の説明内容

## 1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
  - ②ポストの公開
  - ③申請者（研究者）の要件
  - ④卓越研究員候補者の選考方法等
  - ⑤当事者間交渉
  - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
  - ⑦取組のフォローアップ

## 3. 事前にいただいた質問への回答

## 背景・課題

- 今後、**生産年齢人口の減少**が一層進む中、貴重な高度人材である**若手研究者の活用**を社会全体で無駄なく効率的に図ることが必要であり、**若手研究者と産学官の研究機関とのマッチングを促進**し、科学技術イノベーションの推進と我が国の持続的発展につなげていくことが必要。
- 特に、**産学官の研究機関が優れた若手研究者に安定かつ自立した研究環境を提供**し、自主的・自立的な研究に専念できるようにしていくことが我が国の研究力の向上を図る上で極めて重要。

## 事業概要

### 【事業の目的・目標】

- 優れた若手研究者が産学官の研究機関において安定かつ自立した研究環境を得て自主的・自立的な研究に専念できるよう、研究者及び研究機関に対する支援を行う。

### 【事業の概要】

- ① 卓越研究員の受入れを希望する大学、研究開発法人、企業等からポストを募集し、一覧化して公開
- ② 若手研究者に対して卓越研究員の公募を行い、厳正な審査を経て文部科学省が若手の卓越した研究者を候補者として選定
- ③ その後、卓越した研究者とポストを提示した研究機関が交渉を行い、マッチングが成立した候補者について、文部科学省が卓越研究員として決定
- ④ 卓越研究員を受け入れた研究機関に対し、一定の期間、研究費等を支援

### 2019年度の改善点

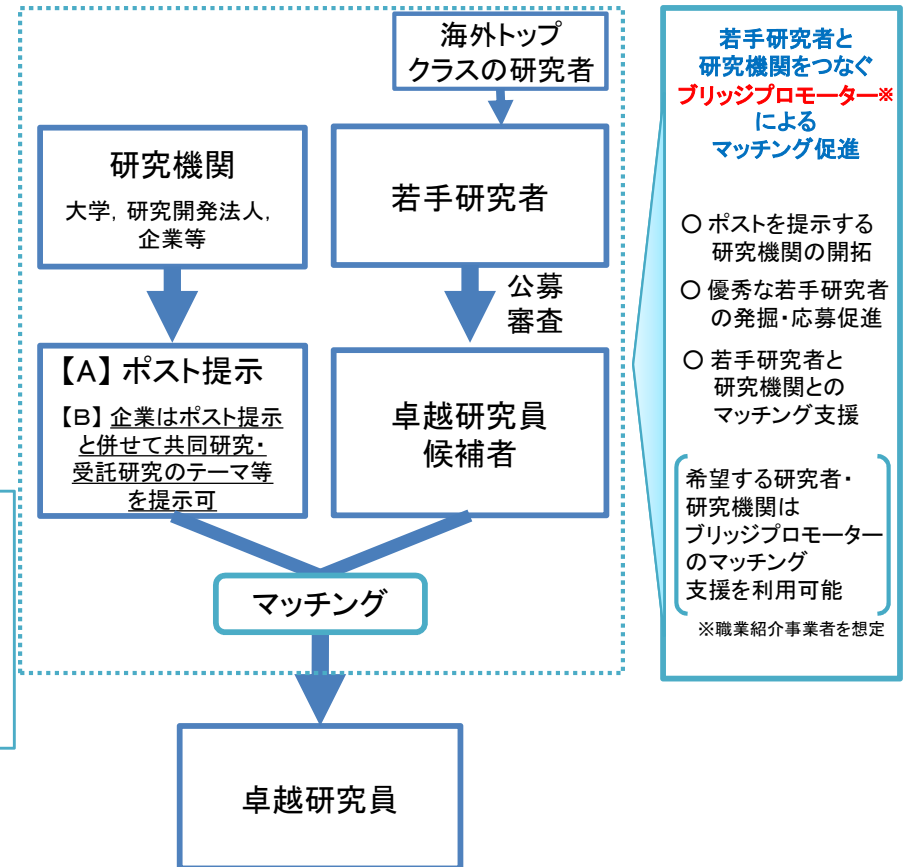
- 海外のトップクラスの研究機関で活躍し、帰国する研究者について特別枠を設け支援。
- 若手研究者と研究機関をつなぐブリッジプロモーターによるマッチング支援を導入
- 企業はポスト提示と併せて共同研究や受託研究のテーマ等を提示することができることとし、卓越研究員を雇用する企業が、当該卓越研究員を大学との産学連携活動に従事させる場合には、その間の産学連携活動費の1/2を上限（年間10百万円まで）に5年間支援することとする。（企業が1/2負担）※クロスアポイント制度や出向制度を活用した共同研究も想定。

### 【事業スキーム】

- ✓ 支援対象：国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等
- ✓ 人数：70名程度（2019年度新規分）
- ✓ 支援内容：【A】若手研究者の研究費 年間6百万円（上限）/人（2年間）<sup>1</sup>  
 研究環境整備費 年間2～3百万円（上限）/人（5年間）  
※1 人文・社会科学系は、400万円を上限  
 【B】産学連携活動費 年間最大10百万円（上限）/人（最長5年間）<sup>2</sup>

※2 補助率1/2とし、企業負担額を上限。共同研究等の開始が2年目の場合、1年目は研究環境整備費のみ措置。

### 【事業イメージ】



- 【A】従前と同様、若手研究者の研究費と研究環境整備費を支援
- 【B】企業が卓越研究員を共同研究又は受託研究に従事させる場合は産学連携活動費の1/2を支援  
※企業は【A】又は【B】を選択

# (参考)卓越研究員事業の実績(平成31年1月30日時点)

	提示 ポスト数	応募者数	候補者数	採用決定者数		
				卓越 研究員	関連 研究者*	計
平成28年度	317(96)	849	176	87(5)	34(3)	121(8)
平成29年度	204(56)	517	170	72(3)	21(2)	93(5)
平成30年度	156(30)	494	200	55(4)	15(1)	70(5)

(注)( )内は企業から提示のあったポスト数及び企業に採用された研究者数。

※関連研究者とは、卓越研究員事業を通じて研究機関から提示のあったポストに採用された卓越研究員以外の若手研究者をいう。

## ○平成30年度研究機関別決定者数 計 55名(36機関)

	機関名	卓越研究員数
1	室蘭工業大学	1
2	北見工業大学	1
3	岩手大学	1
4	東北大学	1
5	山形大学	2
6	筑波大学	1
7	群馬大学	1
8	千葉大学	2
9	東京大学	2
10	東京工業大学	2
11	電気通信大学	1
12	横浜国立大学	1
13	新潟大学	1
14	金沢大学	4
15	岐阜大学	1
16	名古屋大学	2
17	京都大学	1
18	京都工芸繊維大学	1

	機関名	卓越研究員数
19	奈良先端科学技術大学院大学	1
20	島根大学	1
21	岡山大学	2
22	広島大学	1
23	九州大学	2
24	熊本大学	1
25	大阪府立大学	1
26	東海大学	2
27	物質・材料研究機構	4
28	日本原子力研究開発機構	4
29	理化学研究所	1
30	産業技術総合研究所	3
31	宇宙航空研究開発機構	1
32	オンチップ・バイオテクノロジーズ	1
33	ソニーコンピュータサイエンス研究所	1
34	日立製作所	1
35	日本電子	1
36	公益財団法人がん研究会	1

### （1）卓越研究員候補者資格の継続（P7:Ⅱ.2.c、P10:Ⅱ.6.(2)関係）

- ・2019年度中に当事者間交渉が完了しなかった卓越研究員候補者（以下「候補者」という。）について、翌年度以降も候補者資格の継続の申請をすることにより、候補者資格を2021年度まで継続を可能とすること。
- ・平成30年度公募において、候補者に決定され、当該年度中にポストを提示した研究機関との当事者間交渉が完了しなかった者のうち、2019年度にポストを提示した研究機関との当事者間交渉を行う意思がある者については、候補者資格の継続を申請することで、2019年度に限り当事者間交渉に参加することを可能としたこと。

## (2) 当事者間交渉支援の導入（P9:Ⅱ.5.(4)関係）

- ・産学官の研究機関をフィールドとして活躍できる優秀な若手研究者の発掘を促し、当事者間交渉がより一層円滑に進むよう、候補者と研究機関をつなぐための当事者間交渉支援の導入を予定。

## (3) 産学連携活動費による支援（P12:Ⅱ.7.(1)関係）

- ・企業が提示したポストにおいて、卓越研究員に決定した若手研究者が安定かつ自立した研究環境を得るとともに、大学、大学共同利用機関、高等専門学校及び国立研究開発法人との共同研究又は受託研究に参画する場合に、産学連携活動費を補助金として交付すること。

# 卓越研究員事業の実施プロセス（2019年度公募）

研究機関

2019年1月24日～4月5日

①研究機関がポストを提示

※2月18日までに提示すれば2月下旬に公開

○文部科学省は、主に、機関の属性、雇用形態、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認

○当該ポストで推進できる研究内容や雇用条件など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断

5月下旬

④機関に申請者情報連絡

当事者間交渉（事前連絡）

7月上旬

⑥機関に候補者リスト連絡

⑦当事者間交渉

文部科学省

日本学術振興会（JSPS）

1月30日：研究機関向け公募説明会

2月下旬（予定）

※その後も随時追加公開

②ポストの公開

3月：申請者向け公募説明会  
（東京2回、大阪1回）

5月～6月

⑤審査、候補者決定

7月上旬～9月

当事者間交渉（※）

卓越研究員決定、研究費・研究環境整備費又は産学連携活動費の支援  
（交渉が完了した支援希望機関に対して）

若手研究者

（申請者/申請予定者）

3月22日～4月24日

③若手研究者が「卓越研究員」に申請

当事者間交渉（事前連絡）

7月上旬

⑥申請者に採否の通知

⑦当事者間交渉

※当事者間交渉（事前連絡を含む）は、各研究機関と、申請者又は卓越研究員候補者が自由に交渉。いずれの場合にも、各研究機関は公正で透明性の高いプロセスを経て選考。

<卓越研究員の活躍フィールド>

国公立大学、国立研究開発法人、民間企業等



# 本日の説明内容

## 1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
  - ②ポストの公開
  - ③申請者（研究者）の要件
  - ④卓越研究員候補者の選考方法等
  - ⑤当事者間交渉
  - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
  - ⑦取組のフォローアップ

## 3. 事前にいただいた質問への回答

- 各研究機関において、公募要領に示す要件に合致する提示ポストを決定していただき、申請書類（研究機関\_様式1及び研究機関\_様式2）を**電子申請システムに入力**して提出。
- **2019年2月18日（月）**までに提示した場合、**2月下旬に公開**。
- その後、4月5日（金）までポスト提示を受け付け、随時確認して公開。
- 4月5日（金）までにポスト提示した研究機関は、2019年12月までの間、随時、ポスト情報の修正及び追加ポストの申請が可能。
- 文部科学省は、主に、研究分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認。
- 当該ポストで推進できる研究内容やキャリアパス、処遇など、ポストの魅力については、申請者（研究者）が判断。

## ※前年度からの変更事項

- ・ 4月5日（金）までにポストを提示しなかった研究機関についても、6月28日（金）までは新たにポストの提示を認めることがある。

## 研究機関の要件

- ・大学
- ・大学共同利用機関
- ・高等専門学校
- ・国立研究開発法人
- ・公設試験研究機関
- ・日本国内に法人格を有する企業等（研究開発活動を行っていること）

※補助金による支援を希望する機関においては、研究不正への防止・対応体制が構築されていることが必要。

### ※前年度からの変更事項

- ・特になし。

## 研究分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

## 雇用形態

提示対象となるポストは、各研究機関の長（学長等）のリーダーシップの下、以下の形態で原則年俸制を適用した上で、雇用するものであること

- **テニュアトラック制**又は**これと同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システム**での雇用。なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用も可能。
- **任期の定めのない雇用**。

※企業においては、その業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

※前年度からの変更事項

・特になし。

(Q) 申請の時点では、テニユアトラック制の規程が整備されていないが、テニユアトラック制での雇用として申請して問題ないか。

(A) 申請時点では、必ずしもテニユアトラック制が整備されていなくても、問題ありません。しかしながら、遅くとも当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始段階では、テニユア審査基準の概要を候補者（事前連絡の場合は申請（予定）者）に明示し、雇用開始の段階では、規程の整備が完了している必要があります。

(Q) テニユアトラック制と同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用とは、具体的にはどのような態様であればよいのか。

(A) **①機関外審査委員、若しくは、少なくとも機関本部の者が審査に携わること、②一定期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくことが必要**です。そのため、例えば、**以下のような雇用形態は要件に合致しないもの**と考えています。

- ✓ 期限付きの競争的研究プロジェクト（例えば、3年間の時限プロジェクト）の資金により人件費が措置され、当該プロジェクトの終了とともに、雇用契約が終了し、その後、再度雇用する見込みがない場合
- ✓ 雇用契約の任期が短く（1年間など）かつ再任回数が限定されている場合
- ✓ 派遣労働契約に基づき、当該研究機関以外で研究活動を行う場合

具体的には、**本事業の趣旨を踏まえ、個別の研究機関の実態に即して個別に判断します**。任期や再任回数に制限があることがやむを得ない場合であっても、機関において雇用の確保と将来の見通しを示す研究環境が最大限確保（例：10年程度の雇用の確保等）されれば、要件に合致するものと認める場合があります。

なお、提出された資料をもとに、**要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合があります**。

## 研究環境

- ① 卓越研究員が、**研究責任者若しくは若手研究責任者として、研究テーマを自ら設定し、研究を遂行できるよう、自立的な研究環境を構築**すること。

例：メンターの配置、研究資金の措置、研究支援体制の充実、研究スペースの確保、共用機器の配置、主任指導教員としての大学院生の研究室への配置等

- ② **研究活動に関するエフォートが50%以上**であること。  
(50%以上の範囲内で、研究機関の特性に応じて70%や80%などに設定することも可)

※卓越研究員は、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されており、各研究機関において、クロスアポイントメント制度等を積極的に活用していくことが望まれる。

※企業においては、業務特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することも可能。

※前年度からの変更事項

・特になし。

(Q) 「b(提示対象となるポストの研究分野等)、c(研究環境)の要件については、その特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします。」とあるが、具体的には、どのような職位・職責等を設定することが可能なのか。

(A) 独立した研究室を設けることや個人研究であることを必ずしも求めませんが、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定し、グループの中心として活躍することが可能となるポストであることが必要です。



- 本事業においては、若手研究者が全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍することが期待されるため、クロスアポイントメント制度等を活用したポスト提示を推奨。

(参考)

- クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点（平成26年12月26日 経済産業省産業技術環境局、文部科学省高等教育局）
- 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日 イノベーション促進産学官対話会議事務局）
  - 2. （4－1）クロスアポイントメント制度の促進

- 各研究機関から提出していただいた申請書類（様式2）の記載内容については、文部科学省又は日本学術振興会（JSPS）のウェブサイトを通じて、要件を満たすポストを公開。（2019年2月下旬を目途に公開後、その後も随時公開）
- 文部科学省は、主に、分野や、研究環境等の形式的な要件に関する適合性を確認。なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求めることがある。
- 各ポストに関する詳細な情報については、原則として、日本語と英語の双方で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運営するJREC-IN Portal（<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>）に登録するか、各研究機関のウェブサイト等（もしくは両方）において公開することが必要。

※前年度からの変更事項

・特になし。

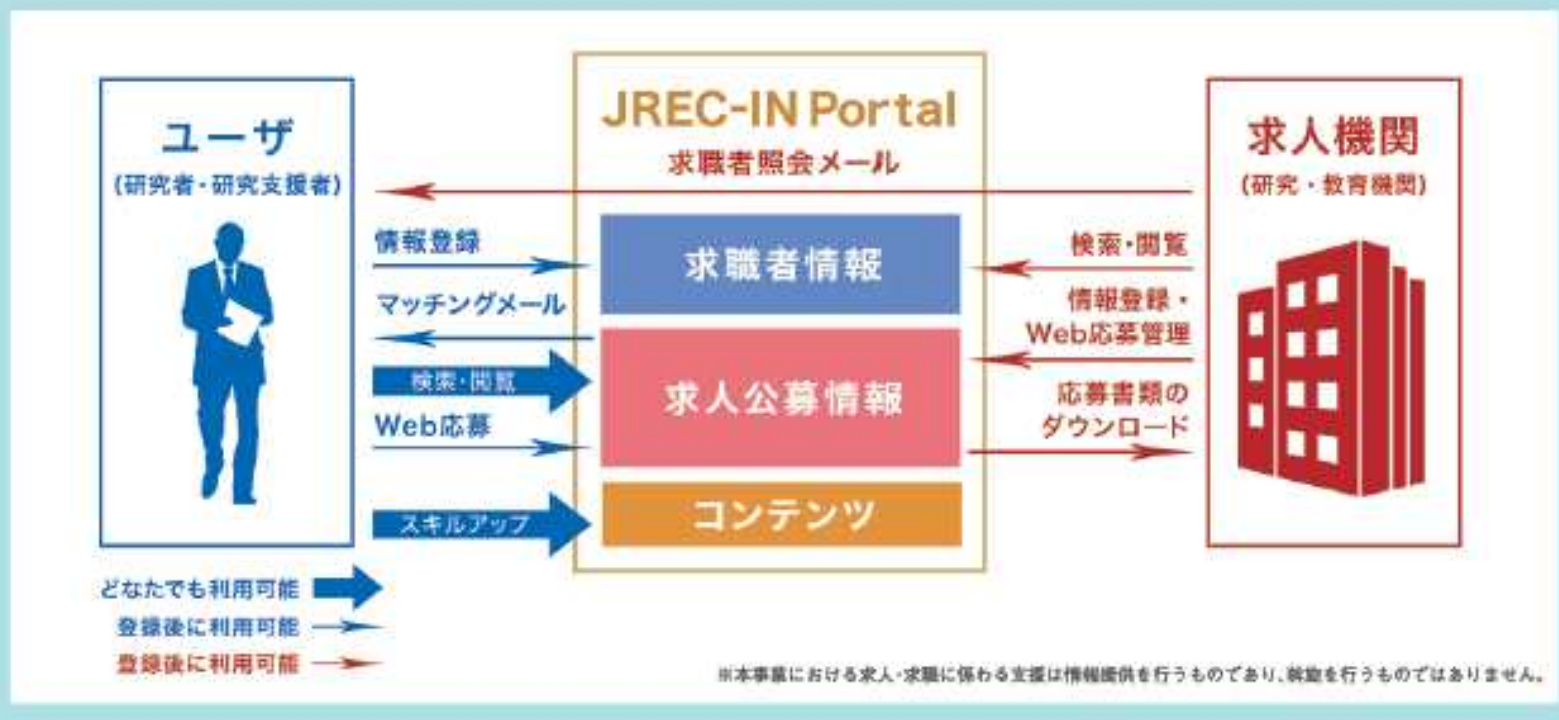
□ JREC-IN Portalへの登録については、公募要領に添付の(参考2)に従い、文部科学省への申請に先立って必要。



## 登録求人機関向けの充実サポート機能

- 求人公募情報の登録・掲載
- Web応募管理
- 求職者情報(匿名)の検索・閲覧
- 求職者照会メールの送付等

## 求職者と求人機関の情報マッチングを支援



産学官の多様な研究機関において活躍しようとする若手研究者のうち、申請者（研究者）は、**以下の要件を全て満たしていることが必要**。

a. 学位取得等：次の①から③の要件を全て満たす者

- ① **博士の学位を取得**又は博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、退学した者（いわゆる「満期退学者」）。
- ② **2020年4月1日現在、40歳未満**（ただし、臨床研修を課された医学系分野においては43歳未満）の者。なお、出産又は育児により、合計3か月以上の間、研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、年齢要件について配慮。
- ③ 直近の5年間（2014年度以降）に研究実績（博士号取得者は博士論文を含めてもよい）があること。

b. 国籍：次の①又は②のいずれかに該当する者

- ① 日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人
- ② 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）

※前年度からの変更事項

・特になし。

□ 卓越研究員候補者の選考のための審査は、独立行政法人日本学術振興会に設置する「卓越研究員候補者選考委員会」において実施。

卓越研究員候補者選考委員会

申請者要件の  
適合性確認

書面審査

文部科学省

卓越研究員  
候補者の決定※

※公開ポストを提示した研究機関には、2019年7月上旬を目途に候補者リスト等を送付(予定)

## 書面審査における主な審査の観点

- ① 我が国の科学技術・学術研究や科学技術イノベーションの将来を担う優れた研究リーダーとなることが期待できること
- ② 世界水準の研究力を有し、新たな研究領域等の開拓が期待できること
- ③ 研究目的及び研究計画が明確かつ具体的であり、優れていること
- ④ 産学官の研究機関で活躍し得る意欲や柔軟性を有すること

※海外での研究実績、卓越研究員候補者の多様性(分野、性別等)等を考慮

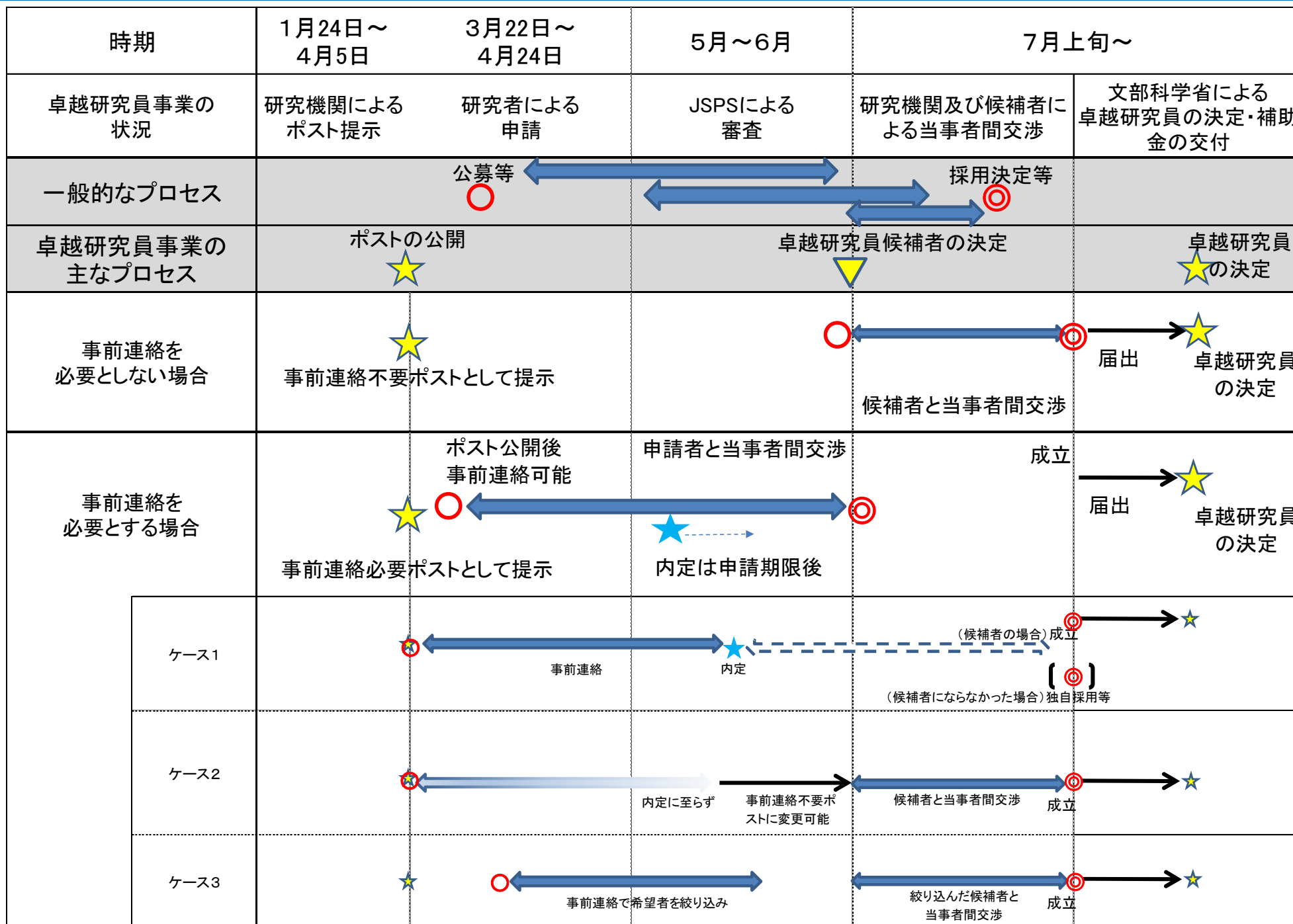
※前年度からの変更事項

・特になし。

- 各研究機関と申請者との間で、個別交渉（＝当事者間交渉）を行っていただきます。これは、**当事者間で直接又はJREC-IN Portal、当事者間交渉支援機関（後述）等を介して連絡**を取り合うことを想定。
- 各研究機関からのポスト提示の際、ポストごとに申請書に「事前連絡」（後述）の要否や選考プロセス等の概要を記載していただきますが、**選考プロセスが公正で透明性の高いものとなるよう配慮**が必要。なお、ポストの公開後、選考プロセス等を更新していただくことも可能ですが、申請（予定）者の不利益とならないよう留意。
- 当事者間交渉にあたって、文部科学省又はJSPSより、卓越研究員候補者の決定後、**候補者一覧について、ポストを提示した全ての機関への配付を予定**。

- 当事者間交渉について、ポストの公開後であれば、卓越研究員候補者の決定前であっても、申請（予定）の研究者と公開されたポストを提示した機関は、個別に連絡を取り合うこと（＝事前連絡）が可能。ただし、研究者の申請期限終了（2019年4月24日）までは、内定等を行わないように留意。
  
- 研究機関はポストを提示する段階で、ポストごとに事前連絡の要否等を明記することが必要。
  
- 事前連絡を必要とするポストから、事前連絡を不要とするポストに変更することは可能。  
※ただし、事前連絡を不要とするポストから必要とするポストへの変更は、申請者にとって不利益が生じる可能性があるため不可。

# ⑤ 当事者間交渉（事前連絡を含む）





## ⑤当事者間交渉（研究機関に提供する申請書情報）

公募要領P.9、研究者\_様式1、  
別紙（P.93-95）

- 当事者間交渉が円滑に進むよう、卓越研究員候補者決定後に、当該候補者のリスト及び申請書情報について、ポストを提示した全ての研究機関に送付。（7月上旬予定）
- また、申請段階において、ポスト提示機関へ申請書情報を提供することに同意した者については、候補者決定前に提供。（5月下旬予定）
- 提供する申請書情報は、研究者\_様式1及び研究者\_様式1（別紙）。

※前年度からの変更事項

- ・特になし。

- 当事者間交渉がより一層円滑に進むよう、候補者と研究機関をつなぐための当事者間交渉支援の導入を予定。
- 当該支援は、文部科学省と委託契約を締結した民間の職業紹介事業者が実施することを想定。
- 候補者決定後に、当該候補者のリスト及び申請書情報（研究者\_様式1、研究者\_様式1別紙及び第一希望機関属性）を支援機関に提供し、候補者と研究機関との当事者間交渉を促進。

### ※前年度からの変更事項

- ・民間の職業紹介事業者を活用した当事者間交渉支援機関を導入予定。  
詳細については、後日連絡。

(Q) 「透明・公平な選考プロセスを行ってください。」とあるが、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。

(A) 申請者にとって、公正で透明なプロセスである必要があります。

例えば、選考に当たっては、当該ポストの属する組織（研究室、研究科等）のみではなく、機関外審査委員、若しくは、少なくとも機関本部も当該選考の判断に加わる必要と考えています。

また、事前連絡の要否を明示し、本事業へ申請した後、ポストの公開がなされた時点において、既に採用者が決定しているポスト等については、公平性を満たしていないと考えています。

### 卓越研究員としての決定

卓越研究員候補者について、ポストを提示した研究機関との当事者間交渉を経て、**2019年9月末までに当事者間交渉が完了し、2019年度中に雇用が開始される場合、2019年度の卓越研究員（72名程度（予定））として、文部科学省が決定。**

※平成30年度実績：**55名を卓越研究員として決定（平成31年1月30日現在）**

### 補助金による支援【A】（支援を希望する機関のみ）

- ① 卓越研究員の研究費（2年間）  
一人当たり各年度600万円（人文学・社会科学系は400万円）を上限
- ② 研究環境整備費（5年間）  
各研究機関に在籍する卓越研究員の数に支援単価（※）を乗じた額を上限

※ 1～2年度目：200万円（条件を満たした場合、追加支援あり。次ページ参照）  
3～5年度目：200万円

## 研究環境整備費の支援額一覧

	1～2年度目	3～5年度目
卓越研究員(①及び②を除く)	200万円	
国外機関からの採用(①)	300万円	200万円
クロスアポイントメントによる採用(②)	400万円	200万円
若手研究者の採用(③)	100万円	—

(金額はいずれも一人当たりの上限。)

※①かつ②の場合は、②を適用。

※前年度からの変更事項

・特になし。

### 補助金による支援【B】 (支援を希望する企業のみ選択可能)

#### 産学連携活動費 (5年間)

卓越研究員が大学、大学共同利用機関、高等専門学校及び国立研究開発法人との共同研究又は受託研究 (以下「共同研究等」という。) に参画する場合は、その共同研究等に係る契約に基づき、企業が負担する費用の1 / 2を上限に各年度1,000万円まで支援

例) 大学との共同研究において、卓越研究員が参画し、企業が500万円を負担する契約を締結した場合、産学連携活動費として250万円を支援。

#### ※前年度からの変更事項

- ・ 産学連携活動費を新設。

卓越研究員が当該ポストから異動した場合

- ・異動した翌年度から、先述の支援は行わない。
- ・ただし、2020年度以降に本事業において新たに公開されるポストへ異動した場合には、異動先の研究機関に対して、異動した翌年度から補助金による支援を引き続き行うことがある

### 卓越研究員候補者資格の継続

2019年度中に当事者間交渉が完了しなかった候補者については、翌年度以降も申請することにより、**候補者資格を2021年度まで継続することが可能。**

※ 平成30年度公募において、当事者間交渉が完了しなかった候補者のうち、2019年度にポストを提示した研究機関との当事者間交渉を行う意思がある者については、候補者資格の継続を申請することにより、2019年度に限り当事者間交渉に参加することが可能。

### ※前年度からの変更事項

- ・卓越研究員候補者資格を最大2年間継続可能に変更。（平成30年度の候補者については2019年度に限り申請可能。）

(Q) 研究環境整備費は、どのような目的・用途であれば使用できるのか。

(A) 研究環境整備費は、卓越研究員を中心とした**若手研究者が安定かつ自立して研究を遂行する体制を構築するための経費**です。

研究環境整備費については、リサーチ・アシスタントの雇用やメンターの登用、共同利用の研究機器等の購入・修理、卓越研究員の評価を行うための会議開催のための経費等、卓越研究員本人や、卓越研究員を含めた複数の若手研究者の研究等を支援するための経費を想定しています。

また、計上する費目は、公募要領の別表-2（P.31）の範囲に限られます。



(Q) 卓越研究員が、民間企業において研究チームに所属して研究を実施する場合、どこまで補助金（研究費）を使用することができるのか。

(A) 研究チームにおける卓越研究員の関与の度合い等に応じて、個別に判断することになります。

例えば、卓越研究員が研究チームのリーダー、研究代表者などの立場で、当該研究チームにおいて自立して研究に従事できる場合、当該研究チームにおける研究を補助する研究補助者の人件費など、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することができます。

他方、卓越研究員が研究チームの構成員の一人にすぎず、当該研究チームの中で自立して研究に従事することができない場合、当該研究チームの研究活動に対して、本事業による卓越研究員に対する研究費（補助金）を使用することはできません。

### 支援機関の事業評価

- 研究費等に係る補助金の支援を受ける研究機関においては、卓越研究員を雇用した初年度を起算とし、3年度目及び5年度目（それ以降は、卓越研究員が在籍する限り、3年度目ごと）に、事業の実施状況等に関する成果報告書を速やかに作成し、文部科学省が指定する機関を通じて、文部科学省に提出。
- 成果報告書に基づき、当該報告書の提出された翌年度に事業評価を実施。

### 卓越研究員のフォローアップ等

- 卓越研究員として決定された場合、氏名、研究分野及び雇用研究機関等を、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表。
- 我が国の科学技術イノベーション人材育成の推進や卓越研究員事業の充実等を図るため、研究機関及び卓越研究員本人に対して、卓越研究員の決定年度及びその後の10年程度の間、卓越研究員の研究活動状況等について調査を予定。また、本事業に申請した研究機関、研究者にも、アンケート調査を予定。これらを踏まえ、卓越研究員の活動状況を、文部科学省等のウェブサイト等を通じて公表。

# 本日の説明内容

## 1. 事業の全体像

- ## 2. 各論
- ①研究機関からのポスト提示
  - ②ポストの公開
  - ③申請者（研究者）の要件
  - ④卓越研究員候補者の選考方法等
  - ⑤当事者間交渉
  - ⑥「卓越研究員としての決定」及び「補助金による支援」
  - ⑦取組のフォローアップ

## 3. 事前にいただいた質問への回答

## 事前にいただいた質問への回答

(Q) 今回から導入予定の当事者間交渉支援はどのように行うのか。費用は、機関が負担するのか。また、同支援を利用した場合に、紹介された若手研究者を研究機関側が受入の可否を判断することができるのか。

(A) 当事者間交渉支援は、文部科学省が委託契約を締結した機関が実施し、ポスト情報及び申請書情報等を基に、研究機関及び若手研究者の双方に対して当事者間交渉の促進を図るよう支援を行います。利用する研究機関及び若手研究者に費用の負担は生じません。また、最終的な受入の可否は研究機関で判断することとなります。詳細は委託契約締結後に改めてお知らせする予定です。